

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

八戸市長 殿

提出者

住所 長野県諏訪市大和三丁目3番5号

氏名 エプソンアトミックス株式会社

代表取締役社長 大塚 勇

電話番号 0178-73-2801



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エプソンアトミックス株式会社 本社
事業場の所在地	青森県八戸市大字河原木字海岸4-44
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	ガラス・同製品製造業〔2219〕、その他鉄鋼業〔2399〕 粉末や金製品製造業〔2553〕
② 事業の規模	118億円
③ 従業員数	154名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1に示す。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2に示す。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	ばいじん
	排出量	0.20 t	51.89t	53.31t	2.34t
(これまでに実施した取組)					
① ISO14001・環境マネジメントシステムに従い、発生抑制を考慮した製造方法を検討・実施しました。					
②資源化、燃料利用を維持しました。					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	ばいじん
	排出量	0.84 t	99.02 t	64.20t	3.50 t
(今後実施する予定の取組)					
①昨年度の取組を維持・推進していきます。					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3に示す。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3に示す。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	ばいじん
	全処理委託量	0.20 t	51.89 t	53.31t	2.34 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	51.89 t	0 t	2.34 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	53.31t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.20 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 発生した全量を産廃処分業者へ適正処分を依頼しました。				

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	ばいじん
	全処理委託量	0.84 t	99.02 t	64.20t	3.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	99.02 t	4.20 t	3.50 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	60.00t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.84 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ①産廃発生量を製造原単位で抑制することに務めながら、適正な産廃処分を実施していきます。				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）】				
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	107.74 t			
	(今後実施する予定の取組等) 全ての産業廃棄物において電子情報処理を実施しています。今後も活用を維持します。				
※事務処理欄					

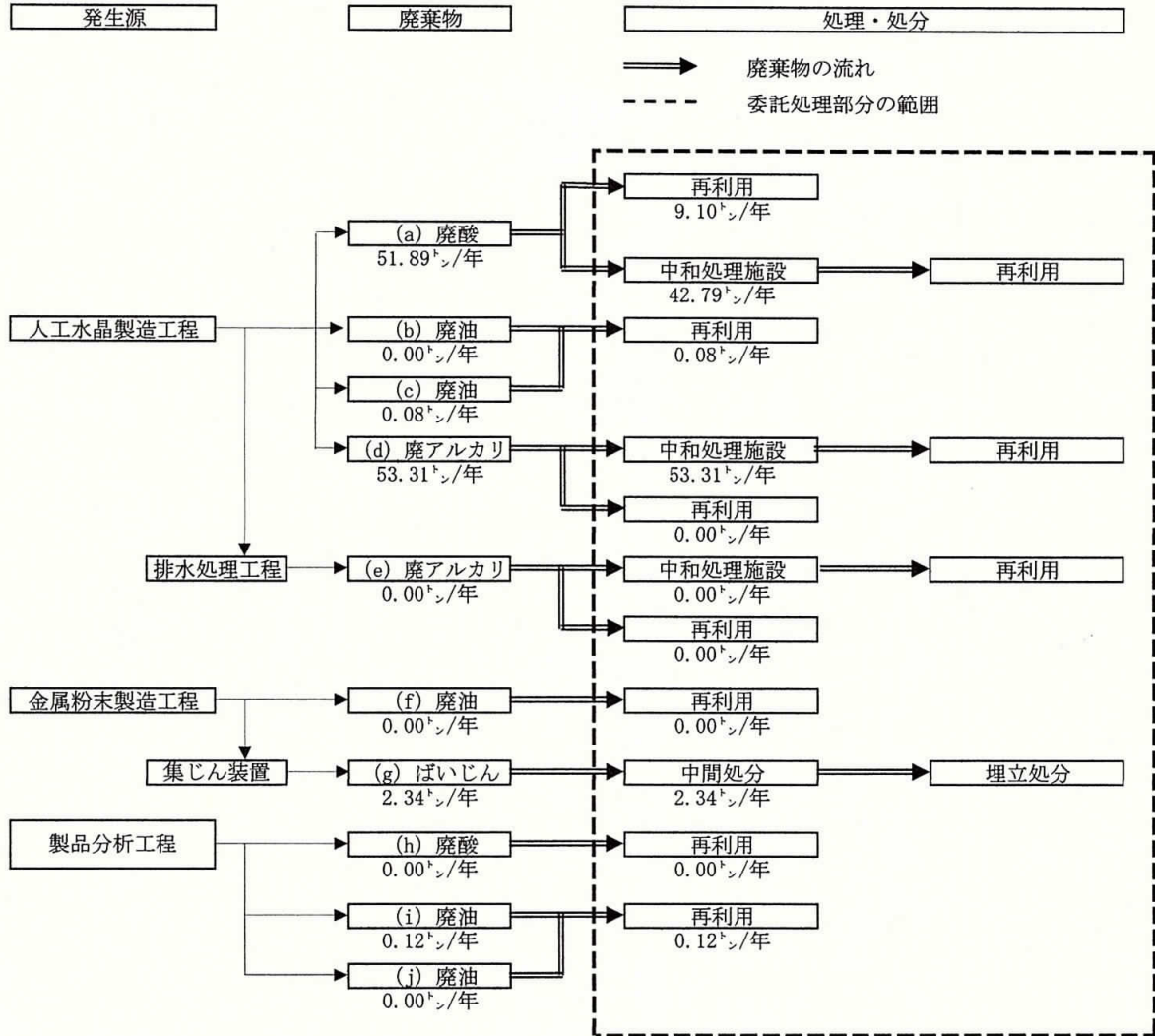
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程（数字は令和3年度排出実績）



管理体制図

統括責任者	所 属：エプソンアトミックス株式会社 職・氏名：代表取締役社長 大塚 勇
廃棄物担当部門	組織名：施設安全管理部
特別管理産業廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の制定、見直し ○委託契約の締結 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当部門	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物管理基準の策定・改廃 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○工場排水処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の作成 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

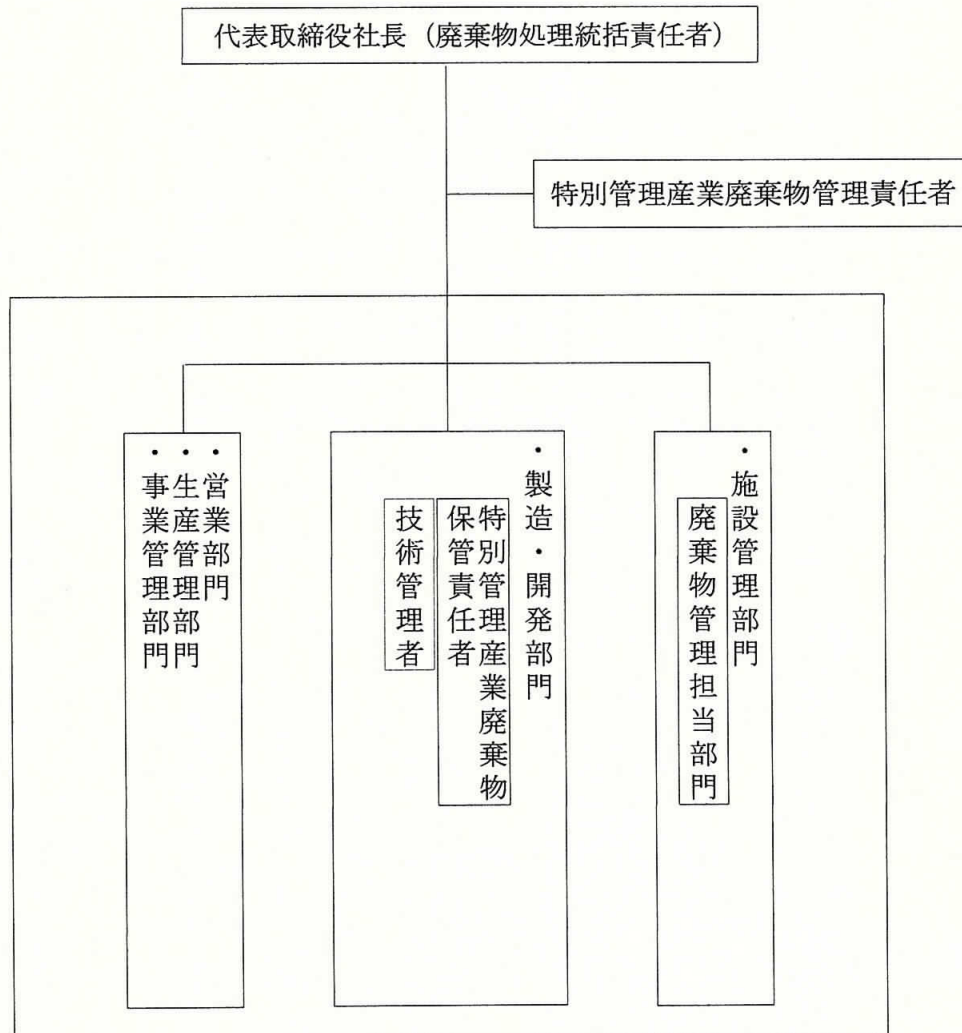


表 1 特別管理産業廃棄物の種類別性状の説明

(a) フッ酸廃液	人工水晶製造工程の水晶原石洗浄から発生するフッ酸廃液。
(b) 廃灯油	人工水晶製造工程の種子用水晶粗洗浄から発生する廃灯油。
(c) 廃アセトン	人工水晶製造工程の種子用水晶洗浄から発生する廃アセトン。
(d) 苛性ソーダ廃液	人工水晶製造工程の水晶育成から発生する苛性ソーダ廃液。
(e) フッ素溶離廃液	人工水晶製造工程の水晶原石洗浄廃液を処理する吸着塔の洗浄で発生する苛性ソーダ廃液。
(f) ミックスエタノール廃液	金属粉末の酸化防止工程で発生するミックスエタノール廃液。
(g) ばいじん	金属粉末の溶解工程で発生するばいじんを集塵機で捕集した廃棄物。
(h) 廃酸	製品の解析・分析のため使用した塩酸、硝酸、フッ酸等の廃液。
(i) 廃メタノール	製品の検査工程で発生する廃メタノール。
(j) 廃エタノール	製品の検査工程で発生する廃エタノール。

表 2 特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

産業廃棄物の種類	(t/年) (令和3年度)	(t/年) (令和4年度)	排出増減量 (t/年)	取組状況
廃酸	51.89	99.00	47.11	現状の製造技術では、これら廃棄物の発生抑制は難しい。また、令和4年度は令和3年度より増産予定のため、廃棄物発生量も増加する。
廃油	0.00	0.20	0.20	
廃アセトン	0.08	0.30	0.22	
廃アルカリ	53.31	60.00	6.69	
廃油	0.00	4.20	4.20	現状の製造技術では、これら廃棄物の発生抑制は難しい。ほか、ばいじんは集じん容積の関係で搬出回数が多い年度であると推定する。
廃油	0.00	0.00	0.00	
ばいじん	2.34	3.50	1.16	現状の解析・検査技術では、発生抑制は難しい。
廃酸	0.00	0.02	0.02	
廃油	0.12	0.17	0.05	
	0.00	0.17	0.17	